

契約実務が債権法改正でこう変わる!!



改訂版 契約実務と法

—リスク分析を通して—

河村 寛治 著

明治学院大学法科大学院教授

Legal seminar

A5判・単行本・464頁

定価：本体2,800円＋税

本書の特色

■法理論と実務の架け橋

具体的契約事例から考えるさまざまなリスクを理論化
リスク回避・紛争予防を目的とした契約条項の作成方法を伝授！

■雛形を利用した契約実務からの脱皮

契約における法的な問題点を抽出し、契約書に適切に表現する能力を育成！

契約実務に 債権法改正を反映

- 契約交渉過程における情報提供義務等の規定化
- 債務不履行による契約解除の要件の見直し
- 継続的契約における終了の規定化 など

内容構成(目次抜粋)

【総論】

I. はじめに

実務から学ぶ法とは／実務家に求められる能力／法科大学院等で求められるのは／法律文書作成の目的

II. 契約書作成の意義

予防法務としての法律実務／契約実務と予防法務／契約書作成の意味／契約書の役割／契約書作成実務における「法」／契約実務と要件事実

III. 契約書作成のチェック・ポイント

はじめに／チェック・リスト／契約書作成の目的とは／印紙税

VI. 契約の成立

はじめに／契約の成立／契約締結過程における問題／無効と取消し／契約書式

V. 一般的契約条項の知識

はじめに／契約書の表題／契約当事者／基本契約と個別契約／契約違反／期限の利益喪失／契約解除／損害賠償／不可抗力／有効期間／権利義務の譲渡／反社会的勢力との関係遮断／紛争解決／署名と捺印／表明保証条項

【各論】 具体的契約条項の知識

I. 売買基本契約のポイント

はじめに／事例／契約の当事者／契約の成立／契約の履行／契約違反と契約解除／瑕疵担保責任と不完全履行／まとめ

II. 個別具体的契約

機械売買契約書／販売特約店契約書／賃貸借契約書／商標ライセンス契約書／業務委託契約書／請負契約書—システム開発契約書／合併契約書／フランチャイズ契約書／動産譲渡担保契約書／保証契約書／保証委託契約／その他：表明保証条項



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<http://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

- 法条文だけではカバーできない、実務に則したリスクの解説
- 体系的教科書から実務に必要な法知識を抽出して解説
- 契約実務における「要件事実論」の考えから、紛争の回避方法を解説

5. 業務委託契約書

5-1. はじめに

本書で取り上げる業務委託契約という契約類型は、実は民法という典型契約には存在しない。では非典型契約であるかという点でもないようである。委託という言葉から推測するに、法律行為の委託をいうことであれば委任契約と考えることとなるが、法律行為ではない事務の委託の場合は、準委任として、民法の委任に関する規定が適用されることとなっている（民法643、656条）。だとすると業務委託契約は、すべて委任契約（準委任も含む）であるといえるのであろうか。

一方、実務の世界では、業務請負というように典型契約の請負だとされる契約類型も存在しており、一般的には、第三者に対して一定の業務を委託する方法として、法的には「委任（準委任）」と考えられるもの、また「請負」と考えられるものがあり、実はこれらが法的には明確に区別されなま、業務委託契約が非常に多く利用されている。

本稿では、事例を利用しながら、業務委託契約が「委任（準委任）」とみなされる場合、また「請負」とみなされることとならざるを得ない場合、また「請負」とみなされることとならざるを得ない場合の法的な違いを含め、この違いを意識しながら契約交渉の進め方を理解してもらいたいと考えている。

5-2. 事例

食品会社X社（委託者）はあらたに中高年齢向けの健康食品を開発することになった。

ターゲット層は健康を意識した年代であろう50代から60代を設定しているが、世代の嗜好、購買行動パターン等を把握し、ブランド・コンセプトを構築するために利用することを目的として、リサーチ会社たるY社（受託者）に調査を委託することにした。

II. 個別具体的契約

一方、Y社は独自の調査手法と長年の調査実績を売りものにしており、今回受託する調査の結果分析レポートには、以前、他社の依頼により別途行った調査のレポートの内容を一部応用することを考えている。

5-3. リスクとポイント

(1) 業務委託の目的と内容

① 業務委託契約とは

本事例のように市場調査業務を委託する場合、委託業務の目的と委託する業務の内容が重要なポイントとなる。本事例のような市場調査業務の実施のみを契約の目的とする場合には、法的には準委任契約であるといつてよいと考える。しかし、単なる市場調査業務の実施だけでなく、調査結果を分析したうえでブランド・コンセプトの構築も含めた販売戦略企画の策定などを行うこと、つまり一定の仕事の完成を受託者が約束し、委託者がその仕事の結果に対して報酬を支払うことを約束する場合は、法的には請負契約であると考えることとなる。

② 業務委託契約の法的性質

一般には、調査業務の成果である報告書の完成および引渡しが要求される場合には、業務の完成が要件である請負契約であるとされているようであるが、本稿には単なる市場調査業務に留まる場合と、調査結果を分析

委託者が優先的地位を濫用することは独占禁止法の違反になる可能性があると考えられている。市場調査業務の委託の場合には、とくに以下のような行為が不正な取引に該当し違法となる可能性があるため注意が必要である。

i) 一方的な都合によるやり直しの要請

たとえば、取引上優越した地位にある委託者が、受託者に対し、役務の提供を受ける過程でその内容について了承したにもかかわらずやり直しをさせる場合。

ii) 情報成果物にかかる権利等の一方的取扱い

受託者に権利が発生するにもかかわらず、当該成果物が委託者との委託取引の過程で得られたことまたは委託者の費用負担により作成されたことを理由として、一方的に当該成果物にかかる著作権、特許権等を委託者に譲渡させる場合。

なお、委託者が取引上優越した地位にある場合において、受託者から情報成果物にかかる権利の譲渡を受けるときは、成果物にかかる権利の譲渡に対する対価が含まれることを明示した委託費用を提示するなど、取引条件を明確にしたうえで契約を交渉する必要がある。

○ 関係条文

- 民法 632 条（請負）
- 同 643 条（委任）
- 同 644 条（受託者の注意義務）
- 同 651 条（委任解除）
- 同 656 条（準委任）
- 著作権法 15 条（職務上作成する著作物の著作権）
- 同 17 条（著作者の権利）
- 同 18 条（公表権）
- 同 20 条（同一性保持権）
- 同 27 条（翻訳権、翻案権等）

契約類型ごとに概要を解説

関係条文を明示

リスクとポイントを詳細に解説

書式例を登載

【書式例】

市場調査業務委託契約書

X株式会社（以下、「委託者」という）とY株式会社（以下、「受託者」という）とは、次のとおり業務委託契約を締結する。

第1条（受託者の提供または実施する業務内容）

委託者は、2004年〇〇月〇〇日付け「健康食品市場調査」企画書に基づき、以下の業務（以下、「本件業務」という）を受託者に委託し、受託者はこれを受託する。

- 1 世代の嗜好、購買行動パターン等の市場調査業務（金〇〇万円）
- 2 実査管理と調査分析業務（金〇〇万円）

お試し読み、お申し込みはコチラ

＜クレジットカードでもお支払いいただけます＞



第一法規

検索

